

保護者様

富士宮市教育委員会
教育長 池谷 眞徳

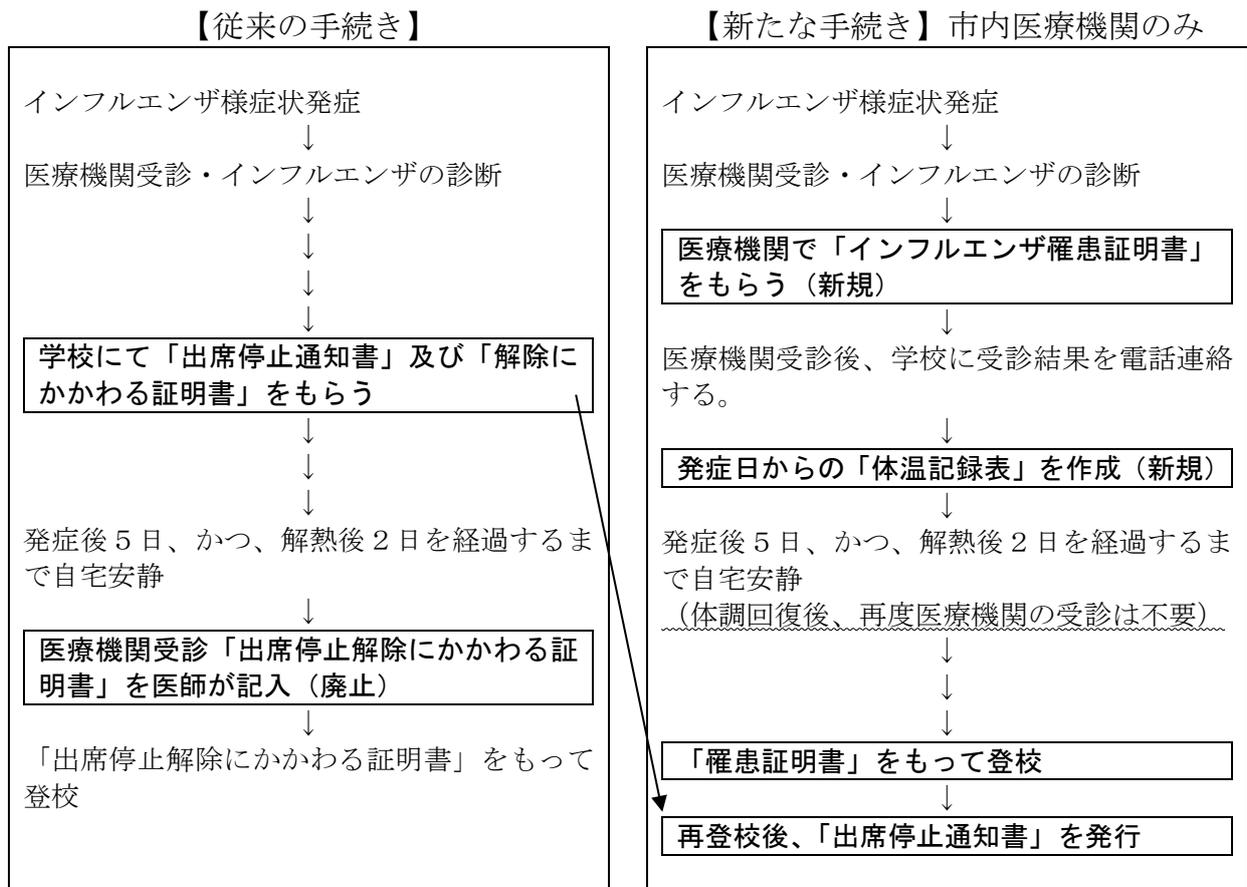
インフルエンザに係る出席停止手続きの変更について

令和元年度より児童生徒及び保護者の負担軽減のため、市内小中学校ではインフルエンザに係る出席停止の手続きが下記のとおり変更されます。

なお、今回の変更は「インフルエンザに係る出席停止」のみとなり、その他の感染症に係る出席停止及び、インフルエンザに罹患し市外の医療機関を受診する場合は、従来の手続きとなります。

保護者の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、手続きの変更について御確認のうえ、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

記



- ・ 市外の医療機関へ受診する場合は、従来の手続きを行います。 事前に学校に連絡をしてください。
- ・ 不明な点は、各学校へお問い合わせください。

インフルエンザの発症から再登校までの流れ

1 インフルエンザ様症状発症

医療機関を受診する

- ↓ *市内の医療機関には、別紙様式「インフルエンザ罹患証明書」が準備してあります。

2 医療機関にてインフルエンザの診断

- ↓ 医師に「インフルエンザ罹患証明書」を記入していただきます。

3 学校に受診結果を電話連絡

- ↓ 学校に受診結果を電話で報告してください。

4 自宅安静（発症後5日、かつ、解熱後2日）

自宅にて、発症日からの体温を測り、「インフルエンザ罹患証明書」の体温記録表にグラフで表してください。

発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまでは、自宅安静となります。

- ◇発症日…インフルエンザの諸症状が出始めた日です。（基本的には発熱が始まった日とします）
- ↓
- ◇発症後5日…発症日を0日として、そこから5日間経過するまでの日にち
- ◇解熱後2日…平熱（37℃を目安とする）となった日を解熱0日とし、そこから平熱で過ごせた日を2日間経過するまでの日にち。
- ◇体温記録表…登校可能になる日まで、午前と午後に体温を測り、体温記録表に折れ線グラフで記入してください。

5 「インフルエンザ罹患証明書」をもって登校

- ↓ 「インフルエンザ罹患証明書」裏面インフルエンザ出席停止期間早見表を参考に、必要期間自宅安静したのち、押印した証明書をもって登校してください。

6 「出席停止通知書」を発行

再登校後に学校で「出席停止通知書」を発行します。

なお、今回の手続きの変更は、富士宮市内の小中学校のみとなります。幼稚園や保育園は従来の手続き、高校生以上は別の様式となりますので、ご承知おきください。この手続きの変更は9月1日からの開始とします。それまでは、従来の手続きになります。